

○仙台市森林等における火入れの規制に関する条例

昭和五九年六月一三日

仙台市条例第二一号

(趣旨)

第一条 この条例は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定に基づく火入れの許可（以下「火入れの許可」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六三、一二・改正)

(許可の申請)

第二条 火入れの許可を受けようとする者は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の七日前までに、市長に許可の申請をしなければならない。

(昭六三、一二・平一二、六・改正)

(許可の要件)

第三条 市長は、前条の申請が、次の各号に適合しなければ火入れの許可をしないものとする。

一 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）の周囲の現況、防火設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等から周囲に延焼のおそれがないと認められること

二 火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定めていること

(昭六三、一二・平一二、六・改正)

(許可の対象期間)

第四条 火入れの許可の対象期間は、一件につき十日以内とする。

(許可の対象面積)

第五条 一団地における一回の火入れの許可の対象面積は、一ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を一ヘクタール以下に区画し、その一区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の一区画の火入れを行う場合は、この限りでない。

(許可後における指示)

第六条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(昭六三、一二・平一二、六・改正)

(火入れの通知)

第七条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う日の前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(昭六三、一二・平一二、六・改正)

(火入責任者の義務)

第八条 火入責任者は、火入れの現場において直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、次条に定める火入従事者の配置及び第十条に定める防火帯の設置が適正になされ、

かつ、現地の気象状況に異常がないことを確認した後でなければ火入れを行ってはならない。

（火入従事者）

第九条 火入者は、火入れを行うに当たっては、一回の火入れの面積に応じ、〇・五ヘクタールまでの場合は十人以上、〇・五ヘクタールを超える場合はその超える面積〇・一ヘクタールにつき二人を十人に加えて得た人数以上の火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

2 火入者は、消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

（防火帯の設置）

第十条 火入責任者は、火入地の周囲に幅五メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については、十メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項に規定する防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

（火入れの方法）

第十一条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

（火入れの中止）

第十二条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報若しくは林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れの実施中に、風勢等によって延焼するおそれがあると認められる場合、暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報若しくは林野火災に関する注意報が発令された場合には、直ちに消火しなければならない。

（令七、一二・改正）

（緊急連絡体制の整備）

第十三条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、直ちに市長及び火入地を管轄する消防署の長へ連絡することのできる体制並びに市長及び当該消防署の長から連絡を受ける体制を確保しておかななければならない。

（昭六三、一二・平一二、六・改正）

（職員の立入り等）

第十四条 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、職員を火入地に立

ち入らせ、実地調査をさせることができる。

2 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に職員を火入れに立ち合わせるができる。

3 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

(昭六三、一二・平一二、六・改正)

(手数料)

第十五条 火入れの許可を受けようとする者は、手数料として一件につき千円を納付しなければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭六三、一二・平一二、六・改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(昭六二、九・旧附則・改正)

2 宮城町の編入の日前に旧宮城町森林等における火入れの規制に関する条例（昭和五十九年宮城町条例第一号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(昭六二、九・追加)

3 秋保町の編入の日前に旧秋保町森林等における火入れの規制に関する条例（昭和五十九年秋保町条例第四号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(昭六三、二・追加)

4 泉市の編入の日前に旧泉市森林等における火入れの規制に関する条例（昭和五十九年泉市条例第十九号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(昭六三、二・追加)

附 則（昭六二、九・改正）

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則（昭六三、二・改正）

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（昭六三、一二・改正）

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の第二条の規定に基づきなされた許可の申請は、改正後の第二条の

規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平一二、六・改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の仙台市森林等における火入れの規制に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の仙台市森林等における火入れの規制に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令七、一二・改正）

この条例は、令和八年三月一日から施行する。